

第1号通所事業

デイサービスセンターしらゆりの里豊山 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人羊蹄会が開設するデイサービスセンターしらゆりの里豊山(以下「事業所」という。)が行う第1号通所事業(介護予防通所型サービスなど各市町により異なる名称を含む)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要支援状態または事業対象者にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 第1号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンターしらゆりの里豊山
- ② 所在地 西春日井郡豊山町大字豊場字富士 160 番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤職員)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 3名(常勤職員:介護職員と兼務)
生活相談員は利用者の心身の状況及び置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者及び利用者の家族等に生活全般にわたる相談をする。
看護職員 3名(非常勤兼務3名、機能訓練指導員と兼務)
介護職員15名(常勤専従4名、常勤兼務職員3名、非常勤専従8名)
看護職員及び介護職員は、事業の提供に当たる。
機能訓練指導員 3名(非常勤兼務3名、看護職員と兼務)
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
従業者は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位 45 名

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額もしくは各保険者が定める第1号通所事業費の額とし、第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
 - ② 入浴(一般浴・介助浴)
 - ③ 日常生活動作の機能訓練
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 送迎
 - ⑥ 口腔機能改善管理指導
 - ⑦ 運動器機能向上訓練(第1号通所事業)
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。
- ① 通常の実施地域を越えた地点から、片道 5 キロメートル未満 670円
 - ② 通常の実施地域を越えた地点から、片道 5 キロメートル以上 870円
- 3 食費は、696円を徴収する。
- 4 おむつ代は、実費を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、豊山町、北名古屋市、名古屋市(西区、北区)、小牧市、春日井市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業者における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業者において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人羊蹄会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和1年10月1日から施行する。
この規定は、令和4年10月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。
この規定は、令和7年2月1日から施行する。